

産業振興

問 中央地区には、国の有形文化財とされる建物があり、現存する古い建物を保存し、八日市場という歴史のある街並みを残した方が良く、と思うが。

また、中央商店街の電柱の地中化を進めては。



▲ 商店街にある有形文化財

し、本市観光振興に活用していきたいと考えています。また、電柱の地中化の提案については、町並み保存や景観整備等も含め、県土木事務所と協議していきたいと考えています。

問 野田排水機場及び新堀排水機場は、湛水防除施設としての機能はもろろん、津波の遡上対策施設としての機能も期待されるが、今後の整備と他の整備計画は。

答 農林水産省の補助事業の機関水利施設ス

トックマネジメント事業により、野田排水機場は、平成27年度から5力年にわたり、建屋全体、電気設備、機械設備の更新に着手し、新堀機場も同様に平成28年度から5力年にわたり改修事業に着手する予定になっています。

答 中央地区には、国登録有形文化財である4つの建物が現存しており、文化財指定にされていなくても、中央地区の商店街には歴史を感じさせる建物が数多くあります。市としては、JR東日本が主催の駅からハイキング、ぐるっと千葉北総号などのイベントを通じ、訪れた観光客に散歩のまち匝瑳を堪能していただくためにも、古い町並みを保存

また、ほかの整備計画は、2級河川の新川において、管理者である千葉県海匠土木事務所が、野田幹線排水路と軽桶川の津波遡上対策として新川の合流部にフラップゲートを設置する予定です。

環境

問 一定規模の開発や埋立てを、市が管理できないのか。

土地利用に対して、規制ができる条例を定めるべきだと考えるが。

答 一定規模以上の開発、埋め立ての把握は、建築基準法や農地法、埋め立ての相談や市民の方からの情報建築・宅地パトロールを始めとするさまざまな機会を活用するとともに、県の担当部局や庁内関係課と連携を図り、適切な開発、埋め立ての指導に努めているところですが、現状での開発行為は、近隣市町と同一基準の1,000平方メートル以上を対象に、埋め立てについても同様に500平方メートル以上を対象にしていますので、現行の開発行為や埋め立てに該当しない案件については、今後、県などと協議の上、市全体の課題として検討していきたいと考えています。

問 廃屋、空き地の雑草、ごみの投棄などは、近隣の住民が大変迷惑しているが、市はどのような対処をしているか。

答 本市における空き地の雑草の管理は、平成18年1月に「匝瑳市まちをきれいにする条例」を施行し、この条例に基づき、平成25年度は、65件の土地の適正管理について、土地の所有者に必要な指導をしています。

また、廃屋の管理についての条例等は整備されていませんが、さきの臨時国会で可決された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に合わせて検討していきたいと考えています。

問 飯塚地区開畑の犬小屋の撤去問題は、また、堆肥と称して産業廃棄物が不法投棄されているが。

答 飯塚開畑地区の土地に犬が飼われ、犬小屋も存在することは承知してはいますが、民有地であるため、強制撤去はできないものと考えており、未登録の犬や未係留の犬もいるため、昨年度、犬小屋の所有者には、八日市場地域保健センターと連携し、県と市合わせて9回の改善指導を行いました。解決には至らない状況です。

平成27年4月1日に千葉県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、飼い主等への規制が強化されますので、この条例をもとに巡回パトロールを強化し、県に情報提供をしながら改善を図っていきたくと考えています。また、海匠管内の中間処理施設で動植物の残渣等を使って堆肥を製造し、製造過程にある未熟なものや悪臭を放つものが大量に投棄されたことは確認しており、県廃棄物指導課が定期的に中間処理施設に立入検査を行っています。また、再生砂は再生砂を

県や警察など関係機関と連携しながら、監視パトロールを強化し、飯塚開畑地区のよりよい環境保全に努めていきたいと考えています。

問 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の松山清掃工場で、委託会社の従業員が作業中に負傷する事故があったが、今回の事故の原因はどこにあったのか。

答 今回の事故の原因については、まだ明らかになっていませんが、今回の事故を受け、労働基準監督署からは全部で5項目の改善措置が命ぜられました。

今後二度とこのような事故が起きないように対策を検討中です。

問 東総広域農道沿線の水田が産廃ごみの混じった土で埋め立てられたり、長谷地区で農地を含む用地に再生土がうず高く堆積されているが、これらを市の条例で規制することはできないのか。

答 匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例は、区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の埋め立てを対象とする条例であり、500平方メートル未満の埋め立ては適用できませんが、任意で搬入土の地質検査をお願いし、安全性を確認しています。

また、最近では再生砂を使った埋め立てが行われていますが、再生砂は専門分析機関による定期的な濃度

結果証明及び土質試験にて確認管理されたものであることから、県残土条例及び市残土条例の土砂等の埋め立てには適用されません。市残土条例の改正については、市民の負担の増加等の課題を整理するとともに、その有効性について県内市町村の動向を注視し、匝瑳市に合った残土条例になるよう調査・研究をしていきたいと考えています。

問 広域ごみ処理施設の負担金割合を早期に変更すべ

きたと考えるが。

答 本年8月25日に3市の企画、財政及び環境担当課長による負担金制度検討会議が開催され、負担金の見直しについては、施設の規模や組合の事業範囲等、検討事項が多岐にわたり、方針を決定することに時間を要することから、検討期間の目標を平成29年度までとし、今後も調査研究をしながら協議していくとの報告を受けています。

健康保険

問 現在の国保税は、「高すぎる、何とかしてほしい」との声が市民から寄せられているが、市長は現状をどのように認識しているか。

答 本市の国民健康保険財政運営は、急速に進む高齢化による医療費が増大する一方、経済状況の影響により加入者世帯所得の低迷や

国保収入の伸び悩みなど、極めて厳しい状況が続いています。国民健康保険の財源は、国及び県の公費が50%で、加入されている方の国民健康保険税が50%で賄う受益者負担が原則とされているので、国民健康保険事業の財政健全化計画に基づき、引き続き十分健全化に向けた運営に努めていきたいと考えています。

財政

問 社会保障関係経費や防災対策、老朽化した公

共施設の改修のほか、多様化する市民ニーズへなど、財政需要はますます増大する傾向にあるが、これらを踏まえた来年度予算編成の考え方は。

答 平成27年度の財政見通しは、社会保障関係経費がますます増大することが見込まれるとともに、小学校屋内運動場の改築事業や

（仮称）合併記念公園整備事業など、大規模な建設事業の実施を予定しているところであり、歳入では、地方交付税や市税などの一般財源は大幅に減少する見通しで、極めて厳しい財政状況になることが予想されます。

平成27年度の予算編成は、枠配分方式を継続し、歳入確保対策、歳出削減に向けた行政改革にも積極的に取り組んだ予算編成を行っていきたくと考えています。